契約条項　JXTA002B_210416

第 1 条(目的)

本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下機械という) に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

第 2 条(設置場所)

機械の設置場所は注文書記載のとおりとします。

第 3 条(契約期間)

1.本契約期間は注文書記載のとおりとします。

2.注文書記載の契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新し以後の更新も 2 回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、注文書記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の 2 ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。

(1)乙所定の再契約料金により 3 年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。

(2)スポット保守方式およびドラム,消耗品等,部品の別売方式とする。

3.前項にかかわらず、ドラム,消耗品等,部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は 2 ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。

4.契約期間中および第 2 項の延長期間において、甲が機械の占有を喪失した場合または機械を取得もしくは占有した法律上の原因が解除もしくは解約により終了した場合、乙は通知のみで本契約を終了させることができます。

第 4 条(適用料金)

本契約における適用料金は、注文書記載の適用料金の区分にもとづき基本契約書記載の料金表のとおりとします。ただし、料金表に記載される金額には、消費税および地方消費税は含まれず、甲はトータルサービス料金と併せて消費税および地方消費税を乙に支払うものとします。

第 5 条(料金計算の開始日および開始メーターカウント)

料金計算の開始日は本契約の開始日とします。また、開始メーターカウントは注文書記載または、甲から送付される「メーター連絡票」記載のとおりとします。

第 6 条(料金計算の締切日)

毎月の料金計算の締切日は基本契約書記載の締切日とします。

以上